

憲法9条ねっと

ホームページアドレス:<http://www.mc.ccnw.ne.jp/kyujou/>

発行者:みなと医療生協「九条の会」事務局 連絡先:熱田区六番2丁目7-19 大川浩正方(FAX)651-6309

運動の広がり感じ、感動を呼んだ！憲法守ろう県民のつどい

みなと医療生協「九条の会」事務局 永谷由美

11月3日、鶴舞にある名古屋市公会堂で「憲法を守ろう'05県民のつどい」が開催されました。

当日はあいにく肌寒い曇り空となりましたが、そんな天気をもともしない元気な集団が公会堂につめかけ、会場内は3200人の熱気に包まれました。

会場2階には各地で誕生している「九条の会」の活動を紹介するコーナーが設けられ、いくつもの団体が出展していました。私たち「みなと医療生協九条の会」もシンボルであるタペストリーをはじめ、9条ネットや紙芝居を展示しました。この日のために用意したオリジナル缶バッジ70個、ポケットティッシュ300個、リーフレット250枚もあつという間に品切れとなり、本当に多くの方が会場に来ているのだと感じました。

なごや高の会の群読「日本国憲法」から始まった集いは、「あまちゃん」こと天野鎮雄氏の司会のもと、リレートークへと続きました。聖職者、元私立高校校長、自民党公認の市議会議員など、立場や思想が異なる人々がそれぞれの九条への想いを語る中、もっとも印象に残ったのが私立聖霊高校3年Aクラス的女子生徒2名の発言でした。

彼女たちは戦後60周年にあたり、文化祭で平和問題についての演劇「2010 現代戦争」を発表するに至った経緯を語り、その一場面を再現してくれました。『2010年 憲法改正の国民投票が40数%

の投票率で実施、9票差で日本は戦争のできる国になる』という設定に妙なりアリティを感じると共に、大切な人を亡くした主人公の、『日本は60年間戦争をしないでやってこれたのに、なぜこの先も戦争しない道を選べなかったのか？あと9人の人が反対してくれたら死なずにすんだのに！』という言葉に胸を刺されました。彼女たちは、実際に国民投票が行なわれる頃には自分たちにも選挙権があるかもしれないという点に着目し、その時何も選ばないという選択をしない為に今、自分たちは何を考えなければならないかを問いかけたといえます。高校生がこういったことを真剣に考えているという事実に力を得ると共に、すでに参政権を持っている私たちが、今後どういう選択をしていくべきかと問いかけられた気がしました。

奥平康弘氏の記念講演は、大変難しい内容でなかなか咀嚼しきれない部分はありませんでしたが、自民党が出した憲法草案は実に巧妙に作られており、万人に受け入れられやすい表現やどのようにも解釈ができる広く大きくぼかした言葉が使われているため、言葉の上面に惑わされず言葉の裏に隠された本当の意味を掴む必要があるのだということは理解できました。

つどいの最後はピースナイン合唱団による合唱で締めくくられ、大きな感動の中、県民のつどいは幕を閉じました。



各地で運動を盛り上げよう！
経験交流会を開催！

10月25日(火)にレインボーセンターにてみなと医療生協「九条の会」運動を盛り上げよう 経験交流会を34名の参加でおこないました。

これは、実際に地域で「会」を作ったけれど何をしたらいいのかわからない みなと医療生協九条の会との違いは？、会員になったけど何をしたらいいの？などの疑問や各地で始まっている運動を交流しながら、さらに運動を盛り上げよう！との趣旨で開催されたものです。

当日は、各地で頑張っておられる方を中心に参加していただき、「月に1回学習会を始めた」「自分の学区の過半数の人を九条の会に」「これから熱田区の九条の会をつくる」など様々な発言がありました。

最後に挨拶にたった江間医師は、「憲法改正を止めるには、地域で過半数の人々に反対してもらわないといけない。支持政党や立場の違いなどを超え、多くの人と対話することが重要だ。みなとの「九条の会」にこだわらず、自分の地域で根をはって運動をすすめよう」と述べ締めくくりました。



熱心な討論が行われた経験交流会。

自民党改憲案(新憲法草案)、 このままいくとどうなる？

みなと医療生協「九条の会」事務局 堀場勝義

先月の終わり、自民党の改憲案(新憲法草案、以下改憲案)が発表されました。みなさんはもう、読まれましたか？

この改憲案と今の日本国憲法を比べてみて、どこがどう変わっているのでしょうか。

一番大きく変わっているところは、第九条です。戦争の放棄 安全保障と名称が変わり、「戦力の不保持・交戦権の否認」を明記した二項が削られ、「自衛軍の保持」が明記されています。つまり、「軍隊をもつ」ということなのです。さらに、自衛軍という名の軍隊の活動任務については、「法律でこれを定める」としています。このままいくと、法律で定めてさえしまえば、武力行使を伴う海外派兵や米軍と共同での戦闘行動など、あらゆる軍事戦闘行動が可能になってしまいます。

日本国憲法の前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように決意し・・・」とあるように、あの悲惨な戦争の反省の上になんて定められたものです。改憲案では、この「戦争に対する反省」の部分が削られています。この間の首相の靖国神社参拜で、中国や韓国をはじめとした世界の国々から「軍国主義を助長する」と懸念をもたれていますが、今このときに侵略戦争の反省を憲法から消し去ることは、日本への警戒心を一層深め、外交にもひびいてくることでしょう。

本来、憲法とは「国の権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とする」ものです。日本国憲法でも、私たちの生

きていく権利(人権)を侵害されないように国家権力を縛るものとなっています。

ところが、改憲案では、この考え方が逆になっています。起草の段階で議論になっていた「愛国心」や「国防の責務」などの直接的な表現はありませんが、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有」するとかかれています。なぜ「愛国心」や「国防の責務」を盛り込みたいのでしょうか。「海外で戦争をする国」にするためには、「自衛軍」をつくるだけでは足りません。国民を動員し、戦争体制を支える必要があります。戦争体制をつくるには、国民が「権力を縛る」のでは不都合です。「戦争をしない」縛りを解いたうえで、逆に国民に「縛り」をかける必要があります。国民は国への「愛情」や国を「支え守る責務」を負わされれば、戦争動員の根拠になります。徴兵制さえ「支え守る責務」に含められることでしょう。

国連をはじめとした世界の国々では今、「日本国憲法第九条」が注目されています。

「戦争・武力による威嚇・武力の行使を国際紛争の解決手段としない」と定めた一項とこれを具体化した「戦力の不保持・交戦権の否認」の二項は、これからの日本とアジア、世界の国々が進むべき平和への道をさししめす羅針盤となるものです。より大きく・豊かに発展させていきましょう。

学ぼう憲法

休みの日はぜひお出かけを！

愛知県民主医療機関連合会
第36回学術交流集会
【記念講演】

小森陽一氏(東京大学大学院教授・九条の会事務局長)

とき:11月23日(水・祝) 午前9:45~12:00

ところ:名古屋国際会議場センチュリーホール

上記日程で、九条の会の事務局長 小森陽一氏が「世界に輝く憲法九条 九条の会のとりくみ」と題して記念講演を行います。

これまでの学術交流会では職員向けへの講演会でしたが、今回は一般公開され、どなたでもご参加できます。入場も無料ですのでぜひ、この講演会にお出かけ下さい。

入場無料



今年で4回目をむかえる医療生協の熱田文化際で「朗読劇 この子達の夏」を発表することになりました。昨年も「紙芝居 戦争のつくり方」を発表し、大きな話題を呼びんでいます。ぜひ、熱田文化際にお越し下さい。

なお、時間は午後1時からの予定です。

昨年6月の「無言館 松代大本営ツアー」での交流会での朗読劇。感動を呼びました

12月3日 熱田文化際で朗読劇
「この子達の夏」発表(予定)